

精華町告示第57号

令和8年度 町民税・府民税・森林環境税 納税通知書及び
納付書の公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所及び居所が送達不能につき地方
税法第20条の2の規定により公示送達する。

当該書類は、精華町役場住民部税務課に保管し送達を受けるべき者が判明し
たときは直ちに交付する。

令和8年9月17日

精華町長 杉浦 正省



1 送達すべき書類

令和8年度 町民税・府民税・森林環境税 納税通知書及び納付書

2 送達を受けるべき者の氏名

LAWAL AYINDE BASIRAT MOJISOLA